

第3次岩手県動物愛護管理推進計画（R3～R12）の概要

成果と課題

次期計画【計画期間：R3～R12】

【現計画の基本目標】

人と動物が共生する社会の実現

人と動物が共生する社会とは、

- ① 飼い主が命ある動物を適正に飼養し、
- ② 動物の存在が地域の人々により受け入れられ、
- ③ 地域の人々の間に生命尊重や友愛の気風がいきわたっている社会を示します。

【現行計画の施策】

視点1 県民の動物愛護思想の高揚

施策1 動物の愛護に関する普及啓発

視点2 動物の所有者による適正飼養の推進

- 施策2 終生飼養及び適切な繁殖制限措置の推進
- 施策3 犬の登録・注射及び動物の所有者明示の推進
- 施策4 動物による危害や迷惑問題の防止
- 施策5 実験動物及び産業動物の適正な取扱いの推進

視点3 動物の生存機会の拡大

- 施策6 動物の返還・譲渡の推進
- 施策7 災害時の動物救護対策の推進

視点4 動物取扱業の適正化の推進

施策8 動物取扱業者に対する指導

視点5 動物愛護管理施策の推進体制の構築

- 施策9 人材の育成及び多様な主体との協働
- 施策10 施設の整備等

【動物愛護を取り巻く国の動き】

- 動物取扱業者における不適正飼養の問題
- 不適正な飼養等による飼養環境の悪化などの問題

- 動物愛護管理法の改正
 - 第一種動物取扱業による適正飼養等の促進等
 - 動物の適正飼養のための規制の強化
- 国の基本指針の改正
 - 普及啓発・多様な主体との相互理解の醸成
 - 適正飼養の推進による動物の健康及び安全の確保並びに返還・譲渡の推進
 - 周辺的生活環境の保全と動物による危害の防止

【成果】

○獣医師会等と連携し、各支会において年1回以上、動物愛護普及啓発行事を開催（H26～R1：毎年開催）

【課題】

○各種広報媒体による動物の愛護や適正飼養の重要性を周知（R2 希望郷いわてモニターアンケート調査の「県が取り組むべきこと」において、上記取組がH29の9.0%から15.2%に増加）

【成果】

○開業獣医師等との連携協力による終生飼養及び繁殖制限措置の普及啓発の実施

- ・犬の所有者からの引取り数 H26：69頭⇒R1：40頭（42.0%▲）
- ・猫の所有者からの引取り数 H26：525頭⇒R1：248頭（52.8%▲）

○市町村等との連携による登録・狂犬病予防注射の実施

- ・R1 狂犬病予防注射率：86.5%（全国5位）

【課題】

○繁殖制限措置に係る普及啓発の推進（県内の多頭飼育事案の増加 H29：14件、H30：52件、R1：41件。R2 犬多頭飼育における逮捕事案1件（容疑：虐待））
○不適正な動物の飼養による迷惑問題への対応（苦情件数は依然多い状況。「犬」H26：688⇒R1：443、「猫」H26：460⇒R1：672）

【成果】

○HPの活用及び関係機関との連携による譲渡の促進（譲渡率は犬でH26：56.3%⇒R1：80.7%、猫でH26：14.2%⇒R1：57.6%と共に向上）

【課題】

○ペットの災害対策の普及啓発（R2 希望郷いわてモニターアンケート調査において、33.8%の方が「災害時のペット対策を何もしていない」と回答）

【成果】

○立入検査等により、適切な取扱いの確認及び法規制等の情報提供を実施（R1の立入調査実施率は100%を達成）

【課題】

○動物取扱業者に対する省令改正による新たな規制の徹底

【成果】

○動物愛護推進ボランティア活動日数が、H26の1,280日からR1は2,396日に増加（いわて県民計画（2019-2028）の目標は年1,800日）

【課題】

○動物愛護推進ボランティア活動日数における地域差（広域振興局別で最大1,144日、最小121日）
○動物愛護管理の取組をより広域的に担う拠点機能の検討

【動物愛護における本県の状況】

犬の捕獲頭数	[犬] H26 309頭⇒ R1 189頭
犬の返還率	[犬] H26 52.4%⇒ R1 53.0%
猫の譲渡率	[猫] H26 14.2%⇒ R1 57.6%
動物取扱業者事業所数	[第一種] 342 [第二種] 12

【基本目標】 人と動物が共生する社会の実現

施策の方向	取組の内容
視点1 県民の動物愛護思想の高揚 施策1 動物の愛護に関する普及啓発	○動物愛護団体等との連携のもと、動物愛護関連行事を実施するとともに、各種広報媒体を活用した普及啓発を実施
視点2 動物の所有者による適正飼養の推進 施策2 終生飼養及び適切な繁殖制限措置の推進 施策3 犬の登録・注射及び動物の所有者明示の推進 施策4 周辺環境の保全と動物による危害の防止 施策5 実験動物及び産業動物の適正な取扱いの推進	○引き続き関係団体等と連携のもと、終生飼養及び繁殖制限措置の更なる普及啓発を促進 ○多頭飼育問題等、不適正な飼養に対応するため、環境省のガイドラインを踏まえ、関係する福祉部局等との連携を強化し、周辺の生活環境の保全等を図る取組を推進 ○動物の殺傷、虐待・遺棄等に対する罰則の引き上げなど、規制強化の周知 ○動物の殺傷、虐待・遺棄等に対し、警察と連携して適切に対応
視点3 動物の生存機会の拡大 施策6 動物の返還・譲渡の推進 施策7 災害時の動物救護対策の推進	○動物愛護団体や動物愛護ボランティアとの連携による譲渡の推進 ○市町村や関係団体等と連携し、飼い主への災害時の準備についての普及啓発及びペット同行避難訓練の実施の働きかけ
視点4 動物取扱業の適正化の推進 施策8 動物取扱業者に対する指導	○動物取扱業者に対する新たな飼養基準等についての指導の強化 ○動物取扱業者に対する制度の周知や、動物愛護思想・動物の適正飼養の普及啓発を担う必要性の理解の促進
視点5 動物愛護管理施策の推進体制の構築 施策9 人材の育成及び多様な主体との協働 施策10 動物愛護管理推進のための拠点機能の検討等	○動物愛護団体への活動支援や人材育成、地域住民との活動機会の拡大等によるボランティア数の増加及び新規団体の育成 ○動物愛護思想の普及啓発等を行う拠点機能に係る検討

【計画の点検及び見直し】

- 毎年度、計画の進捗状況を点検・公表し、その結果を施策に反映させる。
- 基本指針の改定等に合わせて、中間的な目標の設定等の必要な見直しを行う。